



会長	副会長		庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当	受付
中澤	中澤				岡林

日医発第1535号(介護)
令和7年12月25日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

令和8年度介護報酬改定率について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和6年度介護報酬改定において、処遇改善分について2年分を措置し、令和8年度以降の対応については、実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討することとされておりました。

今般、令和8年度介護報酬改定率につきまして、12月24日の大臣折衝を踏まえて決定されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

令和8年度介護報酬改定については、下記のとおり、処遇改善分及び基準費用額(食費)の引上げとして、プラス2.03%となりました。

なお、各サービスの報酬単価につきましては、令和8年1月の社会保障審議会 介護給付費分科会において諮問・答申の予定となっていることを申し添えます。

記

改定率 + 2.03%

(内訳)

処遇改善分 + 1.95% (令和8年6月施行)

・介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)相当の賃上げを実現する措置

- ・生産性向上等に取り組む事業者の介護職員を対象に、月 0.7 万円（2.4%）相当の上乗せ措置

※合計で、介護職員について最大月 1.9 万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給 0.2 万円込み）が実現する措置。

基準費用額（食費）の引上げ + 0.09%（令和 8 年 8 月施行）

- ・日額 100 円の引上げ

※低所得者について、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は日額 30 ~ 60 円の引上げ。

以上

（添付文書）

- ・令和 8 年度介護報酬改定について
(令 7.1.2.2.5 厚生労働省)

令和8年度介護報酬改定について

12月24日の予算大臣折衝を踏まえ、令和8年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 +2.03%

(内訳)

処遇改善分 +1.95%（令和8年6月施行）

・介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）

相当の賃上げを実現する措置

・生産性向上等に取り組む事業者の介護職員を対象に、

月0.7万円（2.4%）相当の上乗せ措置

※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の
賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

基準費用額（食費）の引上げ +0.09%（令和8年8月施行）

・日額100円の引上げ

※低所得者について、所得区分に応じて、利用者負担を据え置
き又は日額30～60円の引上げ。